

令和7年度

私立幼稚園・認定こども園（幼稚園機能）に入園される方へ ～松江市から制度のお知らせ及びお願い～

松江市 こども子育て部 保育所幼稚園課 認定入所係

◆教育・保育給付認定

子ども・子育て支援法により、私立幼稚園又は認定こども園（幼稚園機能）を利用する場合も、以下のように教育・保育給付認定を受ける必要があります。

申請にあたっては、各園にお問い合わせいただき、教育・保育給付認定申請書をご提出ください。

(1)認定区分

- ・私立幼稚園
 - ・認定こども園（幼稚園機能）
 - ・認定こども園（保育所機能）
- 教育・保育給付1号認定（教育認定）
…教育・保育給付2号・3号認定（保育認定）

認定区分	年齢	保育を必要とする事由	保育必要量
教育・保育給付1号認定	3～5歳 クラス	不要	（教育時間）
教育・保育給付2号認定		必要	保育標準時間（11時間/日） 又は 保育短時間（8時間/日）
教育・保育給付3号認定	0～2歳 クラス		

(2)有効期間

認定の有効期間は最大で小学校就学前までとなります。ただし、保育所機能に変更する場合、教育・保育給付2号へ変更となります。

◆保育料等

- ・幼児教育・保育の無償化により、教育時間に係る保育料が無償化となります。
ただし、預かり保育料、延長保育料、PTA会費、教材費などは各園の規定により必要です。
- ・一部の認定こども園では、特別負担額（施設維持費、特別負担金など）の徴収があります。

◆副食費の負担減免

次に該当する幼児については、副食費（おかず代）が負担減免（不徴収）となります。

①生計を一にする兄弟が2人以上いる場合

※19歳以上又は別居の兄弟がいる場合は、「多子世帯状況申告書」の提出が必要です。

②市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯である場合

※令和6年1月1日時点で市外に住民票がある場合は、令和6年度の税額が分かる資料の提出が必要です。

※令和7年1月1日時点で市外に住民票がある場合は、令和7年度の税額が分かる資料の提出が必要です。

マイナンバーを用いた情報連携により、松江市で税額が確認できる場合があります。



◆ 注意事項

(1) 認定こども園の幼稚園機能から保育所機能へ変わる場合

教育・保育給付1号認定から教育・保育給付2号認定への変更

- ・ 変更を希望する月の前月10日までに、「認定こども園利用機能変更申請書」を各施設へ、「教育・保育給付認定・変更申請書」に保護者の「保育の必要性を証明する書類」を添付して保育所幼稚園課又は各施設へ提出してください。
- ・ 月途中からの変更はできません。

(2) 認定こども園の保育所機能から幼稚園機能に変わる場合

教育・保育給付2号認定から教育・保育給付1号認定への変更

- ・ 変更を希望する月の前月10日までに、「認定こども園利用機能変更申請書」と「教育・保育給付認定・変更申請書」を各施設へ提出してください。
- ・ 月途中からの変更はできません。

※ 原則として保育を必要とする事由がある場合は、教育・保育給付2号認定から教育・保育給付1号認定に変更しないでください。

(3) 他の認定こども園(保育所機能)又は認可保育所に転園する場合

- ・ 私立幼稚園や認定こども園(幼稚園機能)から転園する場合は、市に新規申請する必要があります。詳しくは、「令和7年度 松江市 入所のてびき 認可保育所・認定こども園(保育所機能)・小規模保育事業施設」をご覧ください、期日までに提出してください。

(4) 他の認定こども園(幼稚園機能)、市立幼稚園又は私立幼稚園に転園する場合

- ・ 転園先の施設で入園手続を行ってください。

(5) 入園を辞退する場合

- ・ 私立幼稚園又は認定こども園(幼稚園機能)の入園を辞退する場合は、速やかに当該の園へ連絡するとともに、辞退届を必ず提出してください。

(6) 施設等利用給付認定

- ・ 教育・保育給付1号認定の幼児で、保育を必要とする事由がある場合は、在籍園の預かり保育料を無償化します。
- ・ 無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要がありますので、市に施設等利用給付認定の申請をしてください。詳しくは保育所幼稚園課までお問い合わせください。
- ・ 市が受付をした日から在籍園の預かり保育料又は一時預かり保育料を無償化します。申請日以前に遡及して預かり保育事業を無償化することはできません。

※ 認定こども園に在籍する幼児で、保育を必要とする事由がある場合は、原則として教育・保育給付2号認定を受けて、保育所機能を利用してください。

◆ 問い合わせ先

各園にお問い合わせください。

